

就学援助 新入学学用品費等

小学校入学前支給のご案内



柏崎市では、経済的にお困りのご家庭の負担を軽減するため、就学にかかる経費の一部を援助しています。

小学校入学に必要な学用品や通学用品（新入学学用品費等）にかかる経費については、入学前に支給を受けることができます。支給を希望する方は、以下のとおり申請してください。

◆小学校入学前支給の対象となる方 ※次の(1)～(3)すべてに該当する家庭

- (1) 平成31年度に小学校入学予定のお子さんがいる方
- (2) 柏崎市に住所があり、入学後も引き続き柏崎市に住所がある予定の方
※東日本大震災で被災し、経済的にお困りの家庭は、柏崎市に住所がなくても申請できます。ただし、お子さんが柏崎市立小学校に入学し、入学後も柏崎市に居住予定の方に限ります。
- (3) 就学援助制度の認定基準を満たす方（次の①～⑥いずれかに該当する経済的にお困りの家庭）
 - ①生活保護の停止または廃止
 - ②世帯全員が市民税の非課税
 - ③市民税、事業税、固定資産税、国民健康保険税の減免
 - ④児童扶養手当の受給 ※ひとり親家庭が対象。児童手当ではありません。
 - ⑤前年（平成29年1～12月）所得が市の定める基準額以下の世帯（詳しくは裏面A参照）
 - ⑥その他、生活状態が極めて悪く、就学に支障があると認められる

【注意】次のいずれかに該当する方は、入学前支給の対象外です。

- 小学校入学前に、柏崎市外へ転出する予定がある
- 他の自治体から新入学学用品費等に相当する援助費目の支給を受けた、又は受ける予定がある
- 生活保護を受給している
- 特別支援学校（小学部）へ入学する予定がある

◆支給金額 入学予定のお子さん一人あたり 40,600円（定額）



◆申請手続について

(1) 提出書類

- ①【新入学学用品費等 小学校入学前支給】平成30年度就学援助申請書（児童1人につき1枚）
- ② 添付書類 ※平成30年1月1日現在の住所が市外の方のみ必要です（詳しくは裏面B参照）

(2) 提出先

柏崎市教育委員会 学校教育課（柏崎市役所 教育分館2階の窓口）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日を除く。

※窓口で申請できない場合は、郵送してください。学校では受け付けできません。

(3) 提出期限

平成30年12月14日（金）

◆認定結果通知・支給日

認定結果通知：平成31年2月中旬 保護者宛に郵送します。

支給日：平成31年3月上旬 申請書記載の口座に振込みます。

記入例

【新入学学用品費等 小学校入学前支給】
平成30年度 就学援助申請書（兼 同意書）

就学予定者用

一般・被災

柏崎市教育委員会 様

提出日を記入

就学援助
なお、
される
申請内

被災者の方は住民登録のある住所を記入
（被災者の方のうち柏崎市へ住所異動した方は前住所を記入）
被災者以外の方は空欄

支給を受けたいので下記のとおり申請します。
（平成29年分）の所得・税額等の状況、住民基本台帳について調査

平成31年度就学予定の学校名を記入

平成30年10月30日提出

申請者 (保護者)	住所	〒945-8511 柏崎市 中央町5番50号 (TEL 23 - 5111)		申請者の押印 シヤチハタ印は不可 ※日中連絡のとれる番号	就学 予定 児童	平成31年度 就学予定の学校名等	学校名	〇〇〇	小学校
	避難前住所 (被災者のみ)					学年	新 第 1 学年		
※振込口座名義と同一	ふりがな	かしわざき たろう				ふりがな	かしわざき しょうた		
口座名義と同一	氏名	柏崎 太郎		柏崎		氏名	柏崎 翔太		
世帯の形態 (該当番号に○印)	1 持家 2 民間借家 3 民間アパート 4 公営住宅 ⑤ その他 (父)			持家以外の場合の家賃	月額	無料 円			

世帯の状況 (児童生徒を含めて生計を一にする家族全員) 修正は、二重線と訂正印で。修正ペン、修正液での修正は不可

氏名	保護者との続柄	生年月日	年齢 (H30.1.1現在の年齢・学校名・学年)	職業	住民登録に ○印	添付書類 ①~③か「無」記入 (被災者のみ)
柏崎 太郎	保護者 (申請者)	明昭 大平 51 12 21	41 歳	(株)〇〇 会社員	柏崎市 他市町村	
柏崎 良子	妻	明昭 大平 50 1 2	42 歳	〇〇屋 パート	柏崎市 他市町村	
柏崎 はるか	子	明昭 大平 14 8 5	15 歳	〇〇中学校3年 〇〇中学校 柏崎	柏崎市 他市町村	
柏崎 翔太	子	明昭 大平 18 10 26	11 歳	〇〇〇小学校5年	柏崎市 他市町村	
柏崎 涼太	子	明昭 大平 21 3 15	8 歳	〇〇〇小学校3年	柏崎市 他市町村	
		明昭 大平			柏崎市 他市町村	

被災者：生計を一にする家族全員記入
一般：住民票上の世帯員全員 記入
※児童生徒本人の氏名等も記入
※単身赴任で住所が別でも、生計が同一であれば記入

平成30年1月1日現在の状況を記入

被災者の方は右記の説明に従って
①~③、「無」、「済」のいずれかを記入
被災者以外の方は空欄

※該当する番号に○印をつけてください。

受けた援助を
理由

- 児童扶養手当（ひとり親家庭が対象）の支給を受けている。
- 世帯全員が市民税の非課税である。
- 市民税、個人の事業税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けた。
- ④ その他経済的事情により援助が必要である。

※ご家庭の状況（経済状況・就労状況・健康状態など）をできるだけ詳しく書いてください。
(例) 病気がちで働けず、収入が少ない。
ひとり親で収入が少なく、生活が苦しい。

※被災者の場合 (例) 東日本大震災で被災し、避難したことで、生活が苦しくなった。

申請者名義の口座を記入

援助を受けたい理由として、ご家庭の状況を記入

現在、柏崎市の就学援助認定を受けている兄姉（小中学生）がいますか？ いる・ いない ※いずれかに

金融機関名	種類	口座番号	口座名義 ※申請者と同じ名義の口座 (カタカナ)
〇〇 銀行、金庫 農協、組合	〇〇 本店 支店 出張所	普通 1234567	カシワザキ タロウ

※提出前に内容をご確認ください。特に、申請者の押印、申請日、振込先口座の記入漏れにご注意ください。
※提出先は、柏崎市教育委員会 学校教育課（柏崎市役所 教育分館2階）窓口です。就学予定の学校では受け付けてできません。

◆ 記入上の注意 ◆

- 1 就学予定児童1人につき1枚、太枠の欄を記入し、一般か被災のいずれか一方に○印をつけてください。
※「被災」は、東日本大震災で被災したことを原因とし、経済的に就学困難になった世帯をいいます。
 - 2 この申請書は、就学援助費の支給を決定する資料になります。申請するときの現状を正確に記入してください。
 - 3 「住宅の形態」欄の「5 その他（）」には、住宅の所有者（父、母、など）を記入してください。
この場合で、家賃を支払っていない方は無料と記入してください。
 - 4 (1) 「世帯の状況」は、同一世帯の家族全員を記入してください。
(2) 「勤務先又は学校名」は具体的に記入してください。（例・〇〇会社社員、〇〇工場パート、
〇〇学校〇年、〇〇保育園、無職、など）
(3) 「30.1.1 現在の住民登録」には柏崎市か他市町村、どちらかに○印をつけてください。
(4) 「添付書類」は、被災者のうち、平成30年1月1日現在、柏崎市に住所異動していない方だけ下記の番号のいずれかを記入してください。平成29年中に所得がない世帯員は、「無」と記入してください。また、今年度（30年度）、すでに添付書類を提出してある場合は「済」と記入してください。
- ① 平成30年度所得課税証明書の原本
 - ② 平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書のコピー
 - ③ 平成30年度固定資産税の納税通知書のコピー ※固定資産税の減免が確認できる場合のみ提出
- 5 「口座振込申込書」は、申請者の口座を記入してください。
ゆうちょ銀行への振込み希望の場合は、通帳に振込用の記帳をしていただいてから記入してください。
 - 6 この申請書は、所得・税額等の状況、住民基本台帳の調査に関する同意書を兼ねています。
 - 7 平成30年1月1日に柏崎市に住所を有していなかった方（被災者以外）は、前住所地の市町村から乳幼児及び学生を除く同一生計世帯全員の「平成30年度市県民税所得課税証明書」を取りよせ、期限までに提出してください。ただし、今年度（30年度）、すでに提出してある場合は不要です。
 - 8 申請書は、教育委員会 学校教育課の窓口へ早めに提出してください。学校では受け付けできません。

ご注意 ～ 必ずお読みください ～

- (1) 申請後に、世帯状況の変更、転出などの異動があった場合は、ご連絡ください。
- (2) 支給後に、やむを得ず市外へ転出した場合、返金は求めませんが、転出先の自治体に支給済みであることを通知します。
- (3) 転入者等は、平成31年2月末まで随時申請を受け付けます。
- (4) 入学前支給の対象となった方でも、入学後の就学援助（学用品費、学校給食費等の支給）を希望する場合は、再度申請が必要です。詳しくは4月に小学校で配布されるご案内をご覧ください。また、認定審査で確認する所得が年度ごとで異なるため、入学前支給と入学後の就学援助の認定結果が異なる場合があります。
- (5) 入学前支給の申請をしなかった、または否認定となった方でも、入学後の就学援助で当初（4月）認定になった方には、新入学学用品費等を支給します。

A. 柏崎市が定める認定の基準額の目安（家族構成、年齢等により異なります）

人数	家族構成の例	世帯の総所得額 (家賃がない場合)
2人	父または母 38歳/小学3年	約190万円以下
3人	父 40歳/母 38歳/小学3年	約255万円以下
	父または母 40歳/中学2年/小学3年	約270万円以下
4人	父 42歳/母 40歳/小学5年/祖父または祖母 68歳	約305万円以下
	父 45歳/母 40歳/中学2年/小学3年	約325万円以下
5人	父 45歳/母 42歳/中学2年/小学3年/未就学児 4歳	約360万円以下
	父 45歳/母 42歳/中学3年/小学5年/祖父または祖母 70歳	約365万円以下
6人	父 45歳/母 42歳/中学2年/小学3年/未就学児 4歳/祖父または祖母 70歳	約405万円以下
	父 45歳/母 42歳/中学2年/小学3年/祖父 70歳/祖母 68歳	約415万円以下

- ※ 平成29年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を目安にしてください。
- ※ 自営業の方は、平成29年分確定申告の「所得金額」欄を目安にしてください。
- ※ 世帯の総所得額は、同一生計世帯（住民票上の世帯）全員の所得を合算します。



B. 申請書以外に提出書類が必要な方（平成30年1月1日現在の住所が市外の方）

H30.1.1 現在の住所	申請書以外に必要な所得や課税に関する書類
<p>東日本大震災の被災地 (右①~③のどれか1つが必要です)</p> <p>※①又は②は収入があった家族全員分(乳幼児・学生除く)を用意。 ※今年度、提出済みの方は不要。</p>	<p>①『平成30年度所得課税証明書』(原本) 所得・控除・税額が記載された省略されていない証明書を、住所がある市町村から取り寄せてください。</p> <p>②『平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』(写し) 所得の状況を住民税が給与天引きされている方のみ、勤務先からH30年5月頃に配付されています。</p> <p>③『平成30年度固定資産税の納税通知書』(写し) 固定資産をお持ちの方に、被災地の住所の市町村から郵送されています。固定資産税が減免になっていることが確認できるものをご用意ください。</p>
<p>それ以外の自治体 ※今年度、提出済みの方は不要。</p>	<p>『平成30年度所得課税証明書』(原本) 所得の状況確認のため家族全員分(乳幼児・学生除)が必要です。</p>

※状況確認のため、上記以外の書類提出依頼や聞き取りをさせていただくことがあります。

※今年度(H30年度)、小中学校在籍のお子さんの就学援助申請をし、すでに必要な書類を提出した方は、不要です。申請書の「添付書類」欄に「済」と記入してください。



【問い合わせ先】

〒945-8511 柏崎市中央町5-50 柏崎市教育委員会 学校教育課

TEL(直通) 0257-21-2366 FAX 0257-23-0881

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日を除く。